

光市公告第20号

光市介護老人保健施設の民間譲渡について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和5年5月22日

光市長 市川 熙

記

1 譲渡施設名

光市介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」

2 譲渡予定時期

令和6年4月1日

3 譲渡方法

有償譲渡（現金預金、未収金、貸付金等は譲渡しない。）

4 募集方法

公募型プロポーザル方式

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 次のいずれかに該当する民間事業者であること。

ア 医療法人

イ 社会福祉法人

ウ 「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者」（平成11年3月31日厚生省告示第96号）に規定する者

(2) 譲渡後の施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。

(3) 事業者及びその代表者並びに役員等が次の全ての項目に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項第3号から第10号までに該当する者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者

エ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者

オ 国税及び地方税を滞納している者

カ 事業者所轄庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員了解職勧告又は解散命令を受けている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者

## 6 譲渡の条件

(1) 譲渡を受けた事業者は、介護保険法に規定する介護サービスを実施する事業を少なくとも建物の法定耐用年数を経過するまで継続すること。また、介護老人保健施設事業を10年以上継続すること。

(2) 施設譲渡前の利用者が施設譲渡後も継続して利用を希望する場合には、利用者本人の意思を尊重し、正当な理由なくこれを拒まないこと。また、日常生活費等については、著しく不合理な料金設定にならないようにすること。

(3) 現在、光市介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」が締結している契約を、契約満了を待たずして解約する場合、これに伴い発生する違約金等は、譲渡後の運営事業者の負担とする。

- (4) 職員の配置に当たっては、法令等の基準を満たすとともに、安定的運営に必要な職員数を確保し配置すること。なお、現在、当該施設に雇用されている職員のうち、施設譲渡後も引き続き当該施設で就労することを希望する者については、優先的に採用し、雇用を継続すること。
- (5) 当該施設の譲渡については、光市議会の議決を経て決定することに留意すること。なお、議会の承認議決が得られなかった場合において、本件の公募に関して支出した費用について、市は補償しない。
- (6) 土地・建物（付帯設備等を含む。）、その他の固定資産、貯蔵品、消耗備品、消耗品等については、引き渡し時の現状有姿で譲渡することに留意すること。
- (7) 円滑な業務の引継ぎのため、双方協力のもと、引継書を作成する。
- (8) 譲渡に当たっては、市と選定された事業者との協議を経て、令和5年10月末までに「光市介護老人保健施設の譲渡に係る基本協定書」を締結する。
- (9) 令和5年10月末までに「公有財産売買契約書」の仮契約を締結し、(5)による議決後、光市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたとき、本契約の効力を生ずるものとする。また、契約の相手方は、契約締結後、契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、原則として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、売買代金の減免請求、損害賠償請求をすることができない。
- (10) 訪問看護ステーションとして整備された一室は、令和6年6月末まで市へ無償貸与すること。

## 7 審査・選定等

### (1) 審査選定

光市介護老人保健施設移譲先事業者選定委員会により行う。

### (2) 審査選定方法

提出された企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンター

ション及びヒアリングにより、移譲先に最も適した者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

#### 8 募集要項等の入手方法

光市ホームページ (<https://www.city.hikari.lg.jp/>) から入手すること。

#### 9 契約の締結

7の(2)により特定した優先交渉権者と随意契約交渉を行う。なお、優先交渉権者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

#### 10 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市介護老人保健施設民営化準備室（電話：0833-74-3110）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) その他詳細は、募集要項による。